国際的対抗訴訟における民訴法 3 条の 9、並びに外国訴訟提起を理由とする損害賠償請求における通則法 22 条 1 項の適用

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和 3 年 1 月 21 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ワ）第 5041 号
【事　件　名】 損害賠償等請求事件
【裁 判 結 果】 一部棄却、一部却下
【参 照 法 令】 民事訴訟法 3 条の 2 第 3 項・3 条の 9、通則法 8 条 1 項・2 項・17 条・22 条 1 項
【掲　載　誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571363

立教大学教授 **安達栄司**

事実の概要

Xは、化学フィルムの製造販売等を主たる事業とする韓国会社である。Y（カネカ）は、合成樹脂等の製造販売等を主たる事業とする日本会社である。Xの補助参加人Aは、奈良県に本社を持つ機械装置製造会社である。Yは、「樹脂フィルムの連続製造方法及び装置及び設備」の日本及び米国の特許権（以下「本件日本特許権」）及び同内容の米国特許権（以下「本件米国特許権」という。両者を併せて「本件各特許権」、という）の特許権者である。YとAは、平成 5 年 12 月、本件各特許権につき独占的通常実施権をYがAに許諾する旨の特許実施許諾契約（以下「本件許諾契約」という）を日本国内で締結した。この契約に基づきAはフィルム製品製造機械装置（以下、本件各装置という）を国内で製造し、平成 16 年 4 月～平成 18 年 12 月の間にX（の前身会社）に販売した。Xは、平成 20 年 4 月頃、韓国で本件各装置を使用して本件のフィルム製品（以下、本件各製品という）を製造し、これを日本と米国に輸出した。

Yは、平成 22 年 7 月 26 日、Xによる本件各製品の米国への輸出等が本件米国特許権を含むYの特許権を侵害するなどと主張して、テキサス州連邦地方裁判所に対し、X及びその関連会社（以下、X等という）を被告として、損害賠償等を請求する訴訟を提起した（以下、別件米国訴訟という）。別件米国訴訟は、その後、カリフォルニア州連邦地方裁判所（以下「加州裁判所」という）に移送された。平成 27 年 11 月 19 日、加州裁判所は、本件各製品の米国への輸入等が本件米国特許権の侵害となることを認めると共に、AのXに対する本件各装置の販売が本件実施権に基づくものであったことを認めず、また、本件米国特許権の侵害によるYの逸失利益を 592 万 0389.50 米ドルと認めることなどを内容とする評決をした（以下、別件評決という）。加州裁判所は、別件評決に基づき、平成 29 年 5 月 24 日、X等に対し、Yに対する上記損害賠償金の支払を命じることなどを内容とする判決をした（以下、別件米国判決という）。これに対し、X等は、同年 12 月 13 日、米国連邦巡回控訴裁判所（以下「CAFC」という）に控訴を提起した。米国で同控訴審の審理が係属中の平成 30 年 6 月、Xは、大阪地裁において本件訴えを提起した。なお、大阪地裁の本件訴訟の係属中、平成 31 年 3 月 15 日米国では CAFC が別件米国判決を支持する旨の判決をし、令和元年 6 月 18 日、X等による再審理の申立て等を認めず、その後別件米国判決は確定した。

Xは、本件の訴えのなかで、Yの特許権について次のように主張している。すなわち、本件各特許の出願はYによる冒認出願であり、Yは本件各特許権が真実は自らの権利ではないこと、本件許諾契約においてAによる販売先の制限がないことをいずれも認識しながら、Xに対して別件米国訴訟を提起した、等々。これらの主張に基づき、Xが大阪地裁に審判を求めた訴訟物は次のように多岐にわたる。［請求 1］本件米国特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権の不存在確認請求（請求 1 － 1）、並びに、本件日本特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権の不存在確認請求（請求 1 － 2）。［請求 2］ Yによる別件米国訴

訟の提起及び追行につき、XのYに対する不法行為（民法 709 条）（請求 2 － 1）、並びに債務不履行に基づく損害賠償請求（請求 2 － 2）（以上を併せて、本件各請求という）。

判決の要旨

以下では国際民事訴訟法の争点に関する重要な判示のみを紹介する。

1　国際裁判管轄の有無（本件各請求について。争点 1）について

「(1) Yの主たる事務所は日本国内にあることから、本件各請求に係る訴えのいずれについても、日本の裁判所が管轄権を有する（民訴法 3 条の 2 第 3 項）。もっとも、その場合でも、事案の性質、応訴によるYの負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、裁判所は、その訴えの全部又は一部を却下することができる（同法 3 条の 9）。」

「(2) 請求 1 － 1 について」「（ア）……請求 1 － 1 は、別件米国訴訟と同一の訴訟物に関するものである。……本件での主要な争点は、本件許諾契約によりAが許諾された本件実施権の範囲、すなわち、Aの販売先に関する制限の存否といった本件許諾契約の解釈である。他方、別件米国訴訟においても、その経過……から、消尽及び黙示のライセンスの抗弁は主要な争点として位置付けられ、本件許諾契約の解釈につき、日本法の専門家の各意見書及び関係者の供述書並びにそれを踏まえた主張の提出、陪審公判での証人尋問といった形で、X等とYとが主張立証を重ね、陪審及び加州裁判所の判断の対象となっている。その意味で、本件と別件米国訴訟とは、争点を共通にするものといえる。」「しかも、別件米国訴訟の提起は平成 22 年 7 月であり、本件の訴え提起までの約 8 年間、こうした主張立証が行われ、その結果として、別件評決及び加州裁判所の別件米国判決に至ったものである。なお、この間、Xが日本において請求 1 － 1 に係る訴えのような訴訟を提起することを妨げる具体的事情があったことはうかがわれない。」「これらの事情を総合的に考慮すると、別件米国訴訟につき加州裁判所の別件米国判決がされるまでは、Xは、日本において請求 1 － 1 に係る訴えのような訴訟を提起する考えはなく、別件米国判決を受けたことを契機に、その結論を覆すべく請求 1 － 1 に係る訴えを提起したものと理解される。他方、請求 1 － 1 に係る本件の訴えに応訴すべきものとした場合、Yは、時期を異にして別件米国訴訟と共通する主張立証活動を重ねて強いられることとなるのみならず、別件米国判決の結論を本件において覆そうとする以上、Xは別件米国訴訟では行わなかった主張立証を追加的に行う蓋然性が高いと見られるところ、これに対する対応を強いられることで、Yにとっては、更なる応訴の負担を新たに生じる蓋然性も高いといえる。」「そうすると、本件許諾契約はいずれも日本法人であるYとAとの間で締結されたものであり、関連する証拠も、多くは日本語で作成されていること又は日本語を解する者である蓋然性が高く、その所在も多くは日本国内にあると見られることを考慮しても、請求 1 － 1 に係る訴えについては、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害する特別の事情（民訴法 3 条の 9）があると認められる。」「（イ）これに対し、Xは、日本の裁判所で審理をすることが必要かつ適切であること、別件米国訴訟の重複・蒸し返しに当たらないこと、別件米国判決は日本において承認されないことなどを指摘して、特別の事情があるとはいえない旨主張する。」「しかし、請求 1 － 1 に係る訴えに関する限り、日本の裁判所で審理をすることが必要かつ適切であるとは必ずしもいえないこと、別件米国訴訟の蒸し返しに当たると見られることは、上記のとおりである。別件関連訴訟が係属しているといっても、請求 1 － 1 に係る訴えとは当事者及び訴訟物を異にする別の事件である以上、その主張立証の負担をもって本件における主張立証の負担を無視ないし軽視し得ることにはならない。」「また、別件米国判決が日本において承認されないとする根拠として、Xは、別件米国判決が重大な瑕疵のある証拠に依拠するものであることを指摘する。しかし、そのような誤りは本来的には米国の訴訟手続を通じて是正されるべきものであるところ、かえって、別件米国判決は、CAFC においても承認され、確定している。このことと、再審事由（民訴法 338 条）に該当するような具体的な事情もないことに鑑みると、日本法に照らしても、Xの上記指摘は別件評

決及び別件米国判決の依拠する証拠評価に対する不満をいうにすぎず、これをもって外国の確定判決の効力が認められる要件である『判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと』（民訴法 118 条 3 号）を欠くとはいえない。」「（ウ）以上のとおり、請求 1 － 1 に係る訴えについては、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害する特別の事情があると認められるから、これに係る訴えを却下することとする。」

「（4）請求 2 に係る訴えについて」「請求 2 は、Ｙによる別件米国訴訟の提起及び追行につき、ＸのＹに対する不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を請求するものである。同請求に係る訴えは、別件米国訴訟の提起及び追行が不法行為又は債務不履行とされる点で国際的要素を含むものの、別件米国訴訟とは訴訟物を異にし、請求原因事実が異なる上、いずれも日本法人であるＹとＡとの間の本件許諾契約の解釈が争点となること等の点から、事案の性質、応訴によるＹの負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮しても、『特別の事情』（民訴法 3 条の 9）があるとは認められない。」

2　請求 2 － 1 に係る訴えの準拠法（争点 2）並びに別件米国訴訟の提起及び追行の違法性等（争点 6）

「（1）日本法に基づく不法行為の成否」「ア　不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、原則として加害行為の結果発生地の法による（通則法 17 条本文）。もっとも、不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは、当該外国法に基づく損害賠償その他の処分の請求は、することができない（同法 22 条 1 項）。このため、請求 2 － 1 に係る訴えの準拠法をいずれの地の法と考えるのであれ、Ｙによる別件米国訴訟の提起及び追行につき日本法により不法行為といえる必要があることになる。」「……イ　法的紛争の当事者が当該紛争の終局的解決を裁判所に求め得るという裁判を受ける権利は最大限尊重されなければならないから、訴えの提起につき不法行為の成否を判断するに当たっては、裁判制度の利用を不当に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要とされる。このため、法的紛争の解決を求めて訴えを提起することは原則として正当な行為であり、提訴者が敗訴の確定判決を受けたことのみによって、直ちに当該訴えの提起をもって違法ということはできない。他方、訴えを提起された者にとっては、応訴を強いられ、経済的、精神的負担を余儀なくされるのであるから、応訴者に不当な負担を強いる結果を招くような訴えの提起は、違法とされることがあるのもやむをえない。」「ここで、訴えを提起する際に、提訴者において、自己の主張しようとする権利等の事実的、法律的根拠につき、高度の調査、検討が要請されるものと解するならば、裁判制度の自由な利用が著しく阻害される結果となり妥当でない。」「したがって、民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合に、当該訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのに敢えて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られる（63 年判決（＝最判昭 63・1・26 民集 42 巻 1 号 1 頁））。」「また、訴えを提起して裁判制度を通じた紛争解決を求めた後もなお、提訴者において自己の主張する権利等の事実的、法律的根拠につき高度の調査、検討を要請されるものと解するならば、やはり裁判制度の自由な利用が著しく阻害される結果となりかねない。そうである以上、訴え提起後の訴訟追行の違法性についても、訴え提起の場合と同様に考えるのが相当である。」「ウ　本件の場合、本件各製品につき本件米国特許権侵害を認めると共に、Ｘ等に対し、Ｙに対する損害賠償金の支払を命じることなどを内容とする別件米国判決が既に確定している。このように別件米国訴訟がＹ勝訴の確定判決をもって終局した以上、少なくとも、提訴者であるＹが、その別件米国訴訟で主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知り、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのに敢えて訴えを提起及び追行したということはできない。その他別件米国訴訟の提起及び追行が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと見るべき事情は見当たらない。」「したがって、Ｙによる別件米国訴訟の提起及び追行のいずれをもっても、Ｘに対する違法な行為ということはできな

い。」「したがって、請求２－１に係る訴えの準拠法を日本法とした場合、Ｙによる別件米国訴訟の提起及び追行につき、Ｘは、Ｙに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有しない。また、準拠法をいずれかの外国法とした場合も、日本法によれば不法とならない以上、当該外国法に基づく損害賠償その他の処分の請求をすることはできない（通則法 22 条１項）。」

判例の解説

一　Ｙによる別件米国訴訟に対抗するために、東京地裁または大阪地裁において、ＸまたはＡを原告とする訴えが続々と提起され、判決が出ている（Ｙの名からカネカ事件と呼ばれる）[1]。本判決は、本件各請求のうち、米国特許権侵害を理由とする損害賠償義務不存在確認請求の訴えについて民訴法３条の９に基づき国際裁判管轄を否定したこと、及びＹによる別件米国訴訟の提起と追行を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求について、通則法 22 条１項によりその不法性を否定して請求を棄却したことで注目される。

二　本件の請求１－１の訴えは、Ｙの主たる事務所が国内にあることから、異論なく日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることができる（民訴法３条の２第３項）。しかし、この訴えの当事者と訴訟物は、先行して係属した別件米国訴訟と同一なので、国際的二重起訴の状態が生じている。さらに本件訴訟の係属中に別件米国訴訟の判決が確定した後は、その判決がわが国で承認される場合（118 条）の既判力が大阪地裁で問題になるはずである。本件が純粋に国内の訴訟事件であれば、二重起訴は訴え却下の訴訟判決を（142 条）、また同一訴訟物に関する確定判決の既判力は請求棄却の本案判決を導く。しかし、本件を国際民事訴訟事件として扱う本判決は、この２つの訴訟上の制度を区別も顧慮もしない。本判決は、いずれも民訴法３条の９によって訴えを却下するための事情を顕す徴表として扱うに過ぎない。この判断には大きな疑問がある。なぜならば、国際的二重起訴について、承認予測説か管轄規制説かという従来の議論を飛び越え、さらに外国判決の既判力の自動承認という 118 条が想定する民訴法の制度をも無視しているように見えるからである[2]。当事者の主張に基づくものとはいえ、このような本判決（及びそれを是認する控訴審[3]）の態度は、平成 23 年法改正の議論のときから学説において懸念されている３条の９の特別の事情の肥大化を引き起こすものであり、許されない[4]。

三　本件のように先行する外国訴訟・判決に対する対抗措置として内国訴訟が提起される場合、原告は外国訴訟の提起・追行の違法性を同時に問題にすることが多い。本判決は、この場合の損害賠償請求の訴え（本件請求２－１）について、抵触法の判断として通則法 22 条１項を適用した初めての裁判例として意義がある。横浜地判平 26・8・6（判時 2264 号 62 頁）は、米国裁判所での不当提訴を理由とする損害賠償請求の訴えについて、民訴法３条の３第８号の不法行為地は米国にあると判断してわが国の国際裁判管轄を否定したので、準拠法の判断には及ばなかった。本件では、Ｙの主たる事務所が日本国内にあるため日本の国際裁判管轄は難なく肯定されるので、準拠法の判断が不可避である。本判決は、最判昭和 63 年の判例法理に依拠して、本件不法行為の準拠法が日本法であればもちろんのこと、外国法であったとしても、通則法 22 条１項により別件米国訴訟の提起と追行は不法行為に当たらないと認定して、本件請求２－１を棄却した。賛成する。

●――注

1）大阪地判令３・6・10（平成 30 年（ワ）第 5037 号〔本判決で別件関連訴訟として言及〕・令和２年（ワ）第 10857 号）、最判令２・9・9 民集 74 巻６号 1599 頁。カネカ事件の評価として、安達栄司・金判 1627 号（2021 年）７頁。

2）大阪地裁が、外国訴訟係属を一切考慮しない立場に与するとしても、本訴係属中に別件米国判決は確定したのであるから、118 条の要件を満たす場合、自動承認されるその既判力を本訴で考慮し、請求１－１を棄却する本案判決をするべきであった。種村佑介・ジュリ 1564 号（2021 年）142 頁。

3）知財高判令３・9・30LEX/DB25571845。

4）国際的訴訟競合の管轄規制説論者においても、訴訟物同一事例と関連訴訟係属の事例を区別し、さらに３条の９の拡大解釈に警戒する。村上正子「立法化時代の国際民事訴訟法」小林秀之先生古稀祝賀『民事法の現在地と未来』（弘文堂、2022 年）324 頁以下。